

うきは市立図書館施設使用料減免規則

(平成 26 年 3 月 5 日教育委員会規則第 5 号)

改正 令和 3 年 3 月 5 日教育委員会規則第 7 号

(目的)

第 1 条 この規則は、うきは市立図書館施設の減免について必要な事項を定め、うきは市の生涯学習振興施策の一環として、市民の社会参加と学習活動の促進並びに地域コミュニティに根ざした団体の活動の促進等を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において図書館施設とは、別表に掲げる施設をいう。

(図書館施設使用料の減免)

第 3 条 うきは市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号に掲げるものが図書館施設を使用する場合に、使用料を全額免除することができる。

- (1) うきは市又はうきは市教育委員会が主催又は共催する事業
- (2) 図書館活動と密接な関係がある団体の研修事業並びに会議・講演等
- (3) うきは市立小中学校の教育活動
- (4) うきは市立保育所（園）、うきは市内の認可保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定に基づき設置された保育所をいう。）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき設置された幼稚園の教育活動
- (5) うきは市内の障がい者団体等が主催し、障がい者のために開催され、相当数の障がい者が参加する活動
- (6) うきは市スポーツ協会及びうきは市文化協会が主催する行事
- (7) 市内の各自治協議会及び行政区が主催する活動
- (8) うきは市立小中学校 P T A、子ども会及び老人クラブが主催する活動
- (9) うきは市又はうきは市教育委員会が育成、支援する団体が、本来の目的となる事業のために使用する場合
- (10) うきは市社会教育関係団体の認定に関する訓令（平成 21 年うきは市教育委員会訓令第 6 号）により、社会教育関係団体として認定された団体が、まちづくり又はボランティア活動等の公共又は公益目的で使用する場合
- (11) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

2 教育委員会は、うきは市スポーツ協会及びうきは市文化協会に加盟する団体が会員の趣味及び教養的活動（文化・スポーツ・レクリエーション活動等）で図

書館施設を利用する場合その他教育委員会が特に必要と認めた場合に、使用料を半額とすることができる。

(減免の手続)

第4条 使用料の減免を受けようとする団体は、毎年度、図書館施設使用料減免団体登録申請書(様式第1号)に減免の要件を満たすことを証する資料を添付して教育委員会に提出し、図書館施設使用料減免団体登録認定書(様式第2号)の交付を受けなければならない。ただし、第3条第1項第1号から第4号まで、第7号及び第8号に該当する団体においては、手続を省略できる。

2 使用料の減免を申請しようとする団体は、利用許可申請書の提出と同時に図書館施設使用料減免団体登録認定書を提示するものとする。

(取消し)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定により図書館施設使用料減免団体として登録されたもの(以下「登録団体」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請により登録を受けたとき。

(2) 登録の要件を欠くに至ったとき。

(3) 登録団体としてふさわしくない行為があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により登録を取り消す場合は、その旨を記載した書面をもって当該登録団体に通知するものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月5日教育委員会規則第7号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

図書館施設

大会議室

小会議室

オープンギャラリー

創作室

小ホール